

住民税非課税世帯へ7万円を追加給付

物価高騰の影響が大きい世帯の負担を軽減

市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に最も影響を受ける住民税非課税世帯に対し7万円を給付する。すでに令和5年5月～9月に1世帯当たり3万円の給付を行っており、今回7万円を追加給付することで1世帯当たり計10万円の給付を行うことになる。給付はプッシュ型で行い、3万円の給付実績がある人は申請不要。12月27日に一斉振込を行う。

★内容

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」の追加拡大により、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行うこととされた。本市では、すでに3万円の給付を行っていることから、今回追加で7万円の給付を行うもの。

★対象

令和5年12月1日(金)において本市に住民登録があり、令和5年度住民税非課税世帯。(約5万世帯)ただし、住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は除く。

★給付額

1世帯当たり7万円

★給付時期

5月～9月に3万円の給付実績がある世帯は、令和5年12月27日に一斉振込。
令和5年1月2日以降に転入した場合などその他の世帯は申請受理後、順次支給。

★予算額

3,670,444千円

(令和5年12月8日に開催された市議会定例会において補正予算が議決)

★財源

全額国費(重点支援地方交付金)

<お問い合わせ>

福祉事務所 健康福祉総合相談課

☎072-841-1401、FAX 072-841-5711